

—故障安心パックライト会員規約—

第1条(故障安心パックライト会員規約の適用)

ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)の定める「ワイモバイル通信サービス契約約款(電話サービス編)(タイプ1・2)」(以下「サービス約款」といいます。)に基づきワイモバイル通信サービス契約(以下「サービス契約」といいます。)を締結し、且つ当社に対し故障安心パックライト会員規約(以下「本規約」といいます。)に基づき当社の故障安心パックライト(以下「本会」といいます。)の入会を申込まれた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。

2 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める会員特典(以下「特典」といいます。)を提供します。当社が本会員に対し特典を提供することを以下「本サービス」といいます。

3 本規約に定める規定は全てサービス約款に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、サービス約款に記載されている内容によるものとします。

4 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、サービス約款の用語の定義によるものとします。

第2条(本サービスの対象単位)

本サービスは、サービス契約に基づく契約者回線毎に提供します。

第3条(本会入会条件)

本会への入会条件は、以下のすべての条件を満たす方とします。

- (1)個人でシンプル S/M/L、スマホプラン(タイプ 1)またはスマホベーシックプラン(タイプ 1)でサービス契約を締結していること
- (2)前号のサービス契約を締結する際に、同時に移動無線装置を購入せず、自ら準備した移動無線装置(以下「持ち込み機種」といいます。)を契約者回線に接続して使用すること
- (3)第 1 号のサービス契約を締結と同時に本会への入会の申込みを行うこと(ただし、ワイモバイルオンラインストアでのサービス契約のご契約時に限り、サービス契約のご利用を開始した日またはご契約日の 10 日後のいずれか早い方の当日を含む 14 日間、公式ホームページから申込み可能とします。)

第4条(会員特典の適用)

本会員は、所定の書類等に署名および捺印することにより、本サービスの利用ならびに特典の提供等を受けることができます。

第5条(特典の提供対象)

当社が本サービスにおいて提供する特典は、本会員に限り提供します。

第6条(本会への入会の申込み)

本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込むものとします。

第7条(本会への入会の申込みの承諾と本会員の資格の取得)

当社は、本会への入会の申込みがあったときは、本規約により本サービスの提供ができない場合またはその申込みを承諾することが技術的に困難な場合を除き、本会への入会を承諾し、本会への入会の申込みをした方(以下「申込者」といいます。)は本会員の資格を取得します。

2 当社は、申込者が、サービス契約に関する債務の支払いを過去に怠り、または現に怠るおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

その申込みを承諾しないことがあります。

第8条(退会手続)

本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会し本会員の資格を喪失するものとします。

第9条(当社が行う退会手続)

当社は、本会員が、本会の月額使用料その他の当社に対する債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。

2 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。

(1)入会時に虚偽の申告をした場合

(2)本規約またはサービス契約のいずれかの規定に違反した場合

(3)住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、または当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合

3 本会員は、前各項に該当する場合には、その退会の日をもって本会員の資格を喪失するものとします。

第10条(自動的に退会となる場合)

本会員は、次のいずれかに該当した場合、本会の会員資格を喪失し、本会を退会するものとします

(1)契約者回線に係るサービス契約の解約があったとき

(2)第3条第1号記載のプラン以外のプランに変更の申込みを行ったとき

(3)特典のうち取り替えサービスの提供を受けたとき

(4)当社の「持込端末保証 with AppleCare Services」または「持込端末保証」に変更の申込を行ったとき(申し込みの結果変更できなかった場合も本会は自動退会となります)

第11条(本サービス適用期間)

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

第12条(月額使用料)

本会の月額使用料は、1契約者回線ごとに月額 550 円とします。

第13条(月額使用料の支払い)

当社は、本会の月額使用料をサービス契約に基づく料金等に合算して請求します。

2 本会員は、前条の月額使用料(税抜)に消費税相当額を加算した金額を当社が指定する期日までに支払うものとします。

3 当社は、本会員が支払った月額使用料は理由の如何を問わず返還しないものとします。

第14条(月額使用料の日割り)

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本会への入会・退会による本会員資格の喪失等があった場合は、次とおり計算を行います。

本会への入会

本会への入会の日から起算し、当該請求月の日数に従って、日割り計算を行います。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

本会員の資格の喪失	月額使用料の日割り計算を行いません。 ※入会月と解除月が同月の場合または解除月が令和4年7月1日以降の場合は、サービス加入日数分の日割り計算を行います。
-----------	---

第15条(月額使用料の無料期間の適用)

当社は、当社の定める条件を満たす本会員に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第16条(延滞利息)

本会員は、月額使用料その他の当社に対する債務(延滞利息を除きます。)について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第17条(特典の提供義務の免責)

当社は、本会員が次のいずれかに該当した場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1)月額使用料その他の当社に対する債務の支払いを現に怠っている場合
- (2)本規約第9条第2項各号に該当した場合
- (3)その他当社が不適格と認めた場合

第18条(DM、宣伝物等の発送)

本会員は、当社が、サービス約款の規定に従い、本会員に係る情報を利用する場合があることをあらかじめご承諾いただきます。

第19条(規約の変更、承認)

当社は、本規約、特典の内容を本会員に通知することなく変更することがあります。この場合には、特典およびその他の提供条件は、変更後の本規約によります。

表示金額は特に断りがない限り税込みです。
消費税契約上請求金額と異なる場合があります。

—特典の内容および適用条件—

取り替えサービス(内容:取り替え手数料を支払うことで当社が指定する移動無線装置を購入できる。)

- (1) 特典は、当社が指定する取り替え手数料を支払うことで、当社が指定する移動無線装置(以下、「取り替え機種」といいます)を購入できるものです。
- (2) 特典の利用は本会員本人に限ります。
- (3) 持ち込み機種が破損、故障した場合その他当社が定める場合に限り特典を利用できます。
- (4) 取り替え機種、取り替え手数料は、当社ウェブサイト等にてご確認ください。
- (5) 取り替え機種によっては、ご契約中の料金プランおよびオプションサービスの変更または解除を伴う場合があり、これにより契約変更事務手数料や解約金等の発生、または契約期間の変更となる場合があります。
- (6) 取り替え機種は、未使用の移動無線装置、または短期間使用された移動無線装置を故障修理・外装交換などのリフレッシュを行い新品同様の状態に初期化したものです。
- (7) 取り替え機種は、外装に小傷が付いている場合があります。
- (8) サービス契約に基づく利用料金などの支払い債務に滞納がある場合、特典をご利用いただけません。
- (9) 本特典の申込みは、当社が指定するサービス取扱所に限ります。
- (10) 特典申込み後のキャンセル・返金は一切応じられません。

※「紛失ケータイ検索サービス」は 2024 年 9 月 17 日をもちまして提供を終了いたしました。

附則

(実施期日)

平成 29 年 4 月 11 日制定

令和元年 9 月 12 日更新

令和元年 10 月 1 日更新

令和 2 年 3 月 12 日更新

令和 2 年 10 月 15 日更新

令和 3 年 2 月 18 日更新

令和 3 年 3 月 31 日更新

令和 4 年 4 月 1 日更新

令和 4 年 7 月 14 日更新

令和 6 年 9 月 18 日更新